

令和5年度
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
事業計画



社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

■基本方針

経済格差による貧困問題、家族や地域社会の絆の崩壊など、社会・経済情勢の変化に伴う諸課題への対応が求められている中、新型コロナウイルス感染症による影響も加わり、これまでの日常生活や地域福祉のあり方が一変し、つながりの希薄化や分断による孤立の拡がり、減収・失業による生活困窮状態の深刻化など、より一層複雑・多様化した福祉課題に対する適切な対応が求められています。

また、毎年のように全国各地で自然災害が相次いでおり、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等を含む様々な災害に備え、平時から多様な連携を行うことができる体制の整備が不可欠です。加えて、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の基盤強化、福祉サービスを十分に提供可能な人材の確保・育成・定着、福祉サービスの質の確保や各種事業の見直しを行い、地域福祉を推進する中核的な組織として一層の体制強化を図ることも、喫緊の課題です。

一方、「超少子高齢・人口減少社会」「人生 100 年時代」といわれ、誰もが「安心・安全・心豊かに暮らせる社会（持続可能で多様性と包摂性のある社会・地域共生社会）」が実感できるように、20年・30年先の社会の姿を見据えた活動に取り組む必要があります。

令和5年度は、市と連携して策定した「地域福祉活動計画」の初年度でもあり、本会の基本理念である“「ふ」だんの・「く」らしを・「し」あわせに”の実現に向け、市と協働して地域福祉の推進を図るとともに、福祉関係機関・団体、ボランティア・市民活動団体との連携強化を図り、常に地域住民に寄り添った「温かみのある福祉の視点」に立って地域福祉活動に取り組んでいきます。

■重点推進事項

1. わかりやすい情報発信

市民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、わかりやすい情報発信を行います。

2. 地域福祉活動を支える人材づくり

地域活動をさらに充実するため、多くの市民が活動の目的や必要性を理解し、関心を持ってもらえるよう、様々な講座を企画し、気軽に地域福祉活動に参加できる土壌づくりを推進します。

3. 気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援

地域の中で、ひとりで悩みを抱え込み、孤立感を深めないために、年齢や障害の有無、立場に関係なく、気軽に相談ができ、集い・交流できる場づくりを支援します。また、会費や共同募金配分金を適正に配分できるよう、事業の枠組みの見直しを図ります。

4. 災害時に迅速に対応するための体制整備

平常時から災害支援団体・ボランティアなどとの協力体制を構築し、災害時に即応できる体制の整備を行います。

5. 福祉サービスの充実

福祉サービスで不足するサービスについて、事業の継続と充実を図ります。

6. 地域共生社会を進める総合的な機能の充実

生活課題を抱える市民のあらゆる相談を受け止め、高齢、障害、子ども、生活困窮などの分野の異なる専門職が垣根を越えて連携し、適切な支援につなげられるよう支援体制の強化を図ります。

■事業内容（サービス区別による）

1. 法人運営事業

（単位：千円）

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	理事会等の開催	理事会、評議員会、監事会、正副会長会、評議員選任・解任委員会を開催します。	52,511	36,180
2	財務諸表、現況報告書等の公表	法人事業運営の透明性の向上を図るため、財務諸表、現況報告書等を公表します。		
3	会員募集の実施	住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施の為に社協支部の協力により会員募集を実施します。		
4	ホームページの公開、情報提供	ホームページにより、広い世代に向けて社協や各種事業について情報提供を行います。 また、SNSを活用した情報発信の検討を行います。		
5	人材育成	組織力の向上、職員のスキル・意識の向上のため、内部研修や県社協等が開催する外部研修に積極的に参加します。また、業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得、更新について支援を行います。		
6	関係機関とのネットワーク	関係機関の開催する会議に参加し、連携して課題に取り組みます。		
7	民間助成等の情報提供	施設・ボランティア団体等への情報提供、申請支援を行います。		

2. 地域福祉推進事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	社協支部活動の支援	民生委員・児童委員、町会長などで構成される社協支部を市内6地区に設置し、地域に密着した福祉活動を支援します。	2,452	3,022
2	ふれあいサロン活動の支援	地域でのつながりづくりのために地域住民によるつどいの場として自発的に開催されるふれあいサロンの支援を行います。	1,830	1,350
3	福祉車両の貸出し	外出が困難な車いす等を必要とする市民の社会参加を促進し、在宅福祉の増進を図るため、福祉車両を貸出します。	382	582
4	車いすの貸出し	歩行が困難な市民の社会参加の促進と在宅福祉の増進を図るため、車いすを貸出します。	50	100
5	綿菓子機、ポップコーン機等の貸出し	地域福祉活動等の増進のため、備品を貸出します。		
6	社協だよりの発行	地域福祉に関する情報発信と社協活動について、市広報の紙面を活用し、市民周知を図ります。	400	1,200
7	福祉啓発イベントの開催	市内の福祉・ボランティア団体等と協力してイベントを開催し、市民の福祉への理解を推進します。	375	359

3. ボランティア活動支援事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
□ボランティアセンター事業				
1	ボランティアセンター事業	ボランティア活動をしている団体や個人の活動を把握し、活動調整や情報提供等を行うとともに、ボランティア活動保険の加入促進を図ります。また、災害時の支援ニーズに迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営シミュレーションを実施します。	4,013	5,832
□ボランティア育成事業				
1	意思疎通支援事業の実施 《市受託事業》	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等の日常生活での支援を行うボランティアの育成を行います。 ・要約筆記、ガイドヘルプ、点訳、音訳、手話	540	548
2	防災人材育成講座の開催 《市と共催》	地域で防災・減災を推進する社会をつくるため、防災ボランティアの育成を行います。	73	73
3	夏休み福祉体験学習の実施	市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉についての理解を増進するため、夏休みを利用して福祉施設での体験学習を行います。	180	180
4	ボランティア連絡協議会活動の支援	ボランティア連絡協議会の活動支援とボランティアつどいの開催支援を行います。	800	800

5	ボランティア団体活動の支援	ボランティア団体の活動支援を行います。	750	750
6	地域の新たな担い手養成講座の開催	地域での新たな担い手の養成を行います。	166	

4. 共同募金配分金事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
□一般募金配分金事業				
1	満95歳敬老記念品の贈呈	満95歳の高齢者を対象に、ご長寿をお祝いして、記念品を贈呈します。	531	491
2	初めて出会う絵本プレゼント事業の実施	生後5か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや読書のきっかけづくりのため絵本2冊をプレゼントします。	500	500
3	修学旅行支度金の助成	生活保護等低所得世帯及び母子父子家庭医療費を受給している児童・生徒を対象に修学旅行参加支度金を助成します。 ・小学生 10,000円 ・中学生 15,000円 ・高校生 20,000円	2,040	2,040
4	シルバーカー購入費の助成	65歳以上の高齢者の外出支援のため、シルバーカー購入費を助成します。 ・助成額 5,000円	300	500
5	弁護士による無料法律相談の実施	相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスを行います。 ・毎月第1・3木曜日 9～12	562	287

6	福祉実践教室の実施	市内小中学校の児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の体験をボランティアの協力を得て行います。	500	500
7	災害見舞金の支給	地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を支給します。 ・家屋全壊 30,000 円 ・家屋半壊、床上浸水 10,000 円	60	60
8	生活困窮者支援資金の貸付	低所得世帯に対して、日々の生活の維持に必要なつなぎ資金や不時の出費のために必要とする資金の貸付を行います。 ・貸付上限額 30,000 円	300	300
9	法外援護の実施	資金貸付の要件を満たさず、日々の生活に困っている生活困窮者等に対して、支援を実施します。 ・支給上限額 10,000 円 ・食料支援 (3 週間分相当、1 人 3 回まで)	250	270
10	福祉団体活動の支援	市内で活動する福祉団体に対して、活動費を助成します。 ・民生児童委員協議会、 身体障害者福祉協会、 更生保護女性会、 心身障害児(者)父母の会、 尾北聴覚障害者福祉協会、 単位子ども会、 子供会育成連絡協議会、 しらゆり会	1,330	1,330

□歳末たすけあい募金配分金事業				
1	歳末慰問金品の贈呈	低所得世帯、各種障害者手当受給者等に慰問金品を贈呈します。	4,153	3,881
2	子ども会交流事業の支援	地域での繋がりづくりを推進するため、市内の子供会が実施する地域の高齢者との交流事業に対し助成をします。 ・助成上限額 50,000 円	250	250
3	福祉団体が実施する事業の支援	市内で活動する福祉団体が実施する事業に対して、事業費を助成します。 ・老人クラブ連合会 「スポーツ大会」 ・心身障害（児）者父母の会 「クリスマス会」 ・身体障害者福祉協会 「ふれあいスポーツ大会」 ・母子寡婦福祉会 「入進学児童激励会」 ・保護司会 「社会を明るくする運動」	460	470
4	声の広報事業	視覚障がい者に市広報、社協だより等を音読したCDを配付します。	160	160
5	おもちゃ図書館、おもちゃ病院の開設	おもちゃの貸出しを行う「おもちゃ図書館」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院」をボランティアの協力を得て開設します。 ・毎週水曜日 10:00～15:00、 第1・3土曜日 10:00～12:00 ・場所 城東第2子ども未来園	350	350

6	こころの居場所「はなみずき」の開設	精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方が自由に出入りし、語らいができる場所を開設します。 ・開催日 毎月第3月曜日 13:30~15:00 ・場 所 余遊亭	21	21
---	-------------------	---	----	----

5. 訪問介護事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	訪問介護、居宅介護、同行援護	介護保険法、総合事業に基づく要介護認定等を受けた方を対象に生活援助や身体介護などの援助を行います。また、障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた方に家事援助や身体介護などの援助や外出時の支援を行います。	25,550	27,477
2	介護保険適用外ヘルパー事業	介護保険適用外の通院の付き添いや家事援助等のサービスを行います。		
3	移動支援事業 《市受託事業》	屋外での移動が困難な障害児者が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助を行います。		
4	家事育児ヘルパー事業 《市受託事業》	多子・多胎家庭や多胎妊婦等の家事の負担軽減を図るため、家事や育児の支援を行います。		
5	ヘルパー研修の実施	事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修を行います。		

6	介護講座の開催	地域や団体等からの要請に応じ、介護の手法や介護用品の使用方法などヘルパーによる講習を行います。		
---	---------	---	--	--

6. 相談支援事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	障がい者地域相談支援センター事業	障害者総合支援法に基づく地域移行支援、地域定着支援や障害福祉サービス利用のための計画相談支援を行います。	17,703	18,991
2	日常生活自立支援事業 《県社協受託事業》	高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等を行います。	1,325	1,497
3	障害者基幹相談支援センター事業 《市受託事業》	①総合的・専門的な相談支援、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待防止への取組、⑤障害者自立支援協議会の運営、⑥一般的な相談支援等を行います。	21,438	22,179

7. 高齢福祉推進事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	老人クラブ指導員連合会指導員派遣事業 《市受託事業》	高齢者の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会の行事や活動の相談・指導、事務を行います。	2,988	1,874

2	いきがいサロン事業	総合事業に基づく要支援認定等を受けた方を対象に、通所によりレクリエーションや介護予防体操などを行い、利用者の心身機能維持と改善に努め、自立した生活が継続できるよう支援します。 ・日時 月、火、水、金 10:30~15:00 ・場所 市福祉活動センター	22,063	23,400
3	敬老事業 《市受託事業》	75歳の高齢者を対象につどいを開催し、これまでの労をアトラクションと記念品の贈呈によりねぎらい、敬老のお祝いをします。	1,724	1,420

8. 資金貸付事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	生活福祉資金貸付事業 《県社協受託事業》	低所得者、障害者、高齢者に対して、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、借入相談者や借受世帯の生活再建の支援を行います。コロナ特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援を行います。	8,675	6,242
2	くらし資金貸付事業	不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金を貸付けします。 ・貸付限度額 10万円	458	458

9. 基金運営事業

(単位：千円)

	事業名等	内容	本年度	前年度
1	市民福祉基金運営事業	地域福祉の振興、在宅福祉の充実、災害対策に関する事業の財源として活用します。	310	20,330
2	運営基金運営事業	介護保険事業等の安定運営のための財源として活用します。	820	1